

指定給水装置工事事業者のみなさまへ 北広島市水道部水道施設課より大切なお知らせ

**2019年10月1日より
指定給水装置工事事業者制度は
5年ごとの更新が必要になりました**

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、

「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

※**期間内に更新申請を行わなければ、指定の失効**となりますのでご注意ください。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	2019年9月30日～2020年9月29日（1年）
H11.4.1～H15.3.31	2020年9月30日～2021年9月29日（2年）
H15.4.1～H19.3.31	2021年9月30日～2022年9月29日（3年）
H19.4.1～H25.3.31	2022年9月30日～2023年9月29日（4年）
H25.4.1～R1.9.30	2023年9月30日～2024年9月29日（5年）

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は水道法第25条の2(指定の基準)を

準用し、下記の確認を行います。

- ① 給水装置技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。

※事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績
- ② 指定給水工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

●更新申請に必要な書類

- ・ 指定給水装置工事事業者指定申請書（別記第1号様式）
- ・ 誓約書（別記第2号様式）
- ・ 機械器具調書（別表）
- ・ 定款及び登記事項証明書（法人）
又は住民票の写し（個人）
- ・ 選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証の原本もしくは写し）
- ・ 北広島市水道事業指定給水装置工事事業者証の返納
- ・ 更新手数料（10,000円）

更新申請についてのお問合せは
北広島市水道部水道施設課
TEL 011-372-3311（内線 4311・4312）



The Ambitious City

— 大志をいだくまち — HOKKAIDO 北広島市